大口町告示第78号

大口町健康推進員設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年6月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町健康推進員設置要綱の一部を改正する要綱

大口町健康推進員設置要綱 (平成7年大口町告示第16号) の一部を次のように 改正する。

第11条中「大口町保健センター内」を「健康福祉部長寿ふくし課」に改める。 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

大口町健康推進員設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(事務局)	(事務局)
第11条 事務局は、健康福祉部長寿ふくし課	
に置く。	置く。